

平成26年(2014年)6月19日
子ども・子育て支援審議会資料
こども部こども育成室児童育成課

吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の検討について

吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の検討について

改正後の児童福祉法第34条の8の2では、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければなりません。この場合、放課後健全育成事業に従事する者及び員数については、厚生労働省令で定める国の基準に従い定めるものとし、その他の事項については、厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとされています。

項目	国の基準	従／参酌	吹田市の基準（案）	市の考え方
① 職員の資格 （従事する者）	“放課後児童支援員”が新たに設けられます。 「児童の遊びを指導する者」（児童厚生員）と同等の資格要件を有する者で、都道府県知事が実施する研修を修了した者であること。	従うべき基準	国の基準どおり	必ず適合しなければならない基準。
② 員数	職員は2人以上配置する。 内1人は、有資格者とする。	従うべき基準	国の基準どおり	必ず適合しなければならない基準。
③ 児童の集団の規模	一つの単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。	参酌基準	国の基準どおり （必要に応じ、特例措置等も検討）	本市では、1教室45人までの受入れを基本としており、待機児をできる限り生じさせないように、児童数は40人を基本としつつ、特例措置等を設けたいと考えています。

吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の検討について

項目	国の基準	従／参酌	吹田市の基準（案）	市の考え方
④ 施設・設備	児童一人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。	参酌基準	国の基準どおり (必要に応じ、特例措置等も検討)	本市では、1教室45人の受入れを基本としており、待機児を生じさせないようにするため、児童一人あたりの面積についても、特例措置等を設けたいと考えています。
⑤ 開室時間	○学校の休業日（夏休み等） 原則、1日8時間以上 ○学校の休業日以外（平日） 原則、1日3時間以上	参酌基準	国の基準どおり	本市では、平日は5時間30分、学校の休業日は10時間開室しています。
⑥ 開室日数	年間250日以上を原則とし、地域の実情を考慮して、事業所ごとに定める。	参酌基準	国の基準どおり	本市の開室日数は年255日程度です。
⑦ その他	○事業運営上の一般的な原則 ○非常災害対策 ○虐待等の禁止 ○衛生管理等 ○秘密保持等 ○保護者、学校等関係機関との連携 ○事故発生時の対応	参酌基準	国の基準どおり	参酌基準ですが、本事業を運営していく上で十分留意すべき内容と考えています。